

Zoom オンライン<人事賃金センター>

①中国編、②タイ編、③ベトナム編、④インド編、⑤インドネシア編、⑥フィリピン編

グローバル労働法カレッジ 「ベトナム編」



～現地労働法の基礎と労務・労働事情を学ぶ～

経済のグローバル化に伴い、多くの日本企業が海外諸国へと進出をしておりますが、それに伴い、個別労使紛争に由来するトラブルへの対応に迫られる日本企業が増えている印象を受けます。日本企業としては、全て現地任せではなく、本社人事担当者も現地労働法・労働事情の最新情報を随時入手し、現地とのコミュニケーションを密にして、労使関係の安定化と適切なりスクマネジメントに努める必要が高まっています。

そこで、経団連事業サービス・人事賃金センターでは「グローバル労働法カレッジ」を開講し、海外進出における採用や解雇、処遇、労働組合等に関する労働法の基礎と労務管理のポイントについて、現地事情に詳しい弁護士より、最新の状況も踏まえながら解説しております。今般、「ベトナム編」を、以下の通り開催します。ぜひご参加ください。

日時	2026年9月18日(金) 14:00~17:00
配信	Zoomによるライブ配信(ウェビナー)
内容	「ベトナムの労働法制と労務管理のポイント」 (内容)○ベトナムは、近隣諸国と比較して安価で質の良い労働力や若い人口構成を背景として、新たな製造拠点や新たな市場として日本企業からの注目を継続的に集めています。他方、ベトナムは社会主義国という特性もあり、一般的に労働者保護の性格が強い法制度を採用しており、有期労働契約や時間外労働に関するルールなど日本とは大きく異なる面も多数見受けられます。また、一度労働者と労使紛争に至ると紛争がこじれやすいという特色があり、現地労働法の内容を理解した上での労務管理の重要性は、他国と比べても高いと考えられます。本講座では、日本法との比較の視点も交えながら、労働法制の基礎から実務上よく問題となる事項まで、ベトナム労働法の主要事項をカバーします。 ○本講座では、現地進出済みの日本企業が見落としがちな従前の法令改正への要対応事項や、2023年9月に施行された外国人労働者の就労資格要件に関する政令、2025年7月に施行された改正労働組合法など、近年の法令改正動向についてもカバーします。 ○ベトナム子会社において実務上典型的に生じる論点については、Q&A形式と事例紹介を交えて、わかりやすく具体的にご説明します。
講師	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士 井上 淳 氏 (略歴) 2001年 東京大学法学部卒業 2001年 国際協力銀行にて執務(～2004年) 2014年 森・濱田松本法律事務所シンガポールオフィスにて執務(～2015年) 2015年 森・濱田松本法律事務所ヤンゴンオフィスにて執務(～2022年) 2026年 森・濱田松本法律事務所ハノイオフィスにて執務(～現在) 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士 岩澤 祐輔 氏 (略歴) 2013年 東京大学法学部卒業 2019年 森・濱田松本法律事務所 バンコクオフィスにて執務(～2022年) 2023年 Sidley Austin 法律事務所 ニューヨークオフィスにて執務(～2024年) 2024年 森・濱田松本法律事務所 ホーチミンオフィスにて執務(～現在)
参加費	人事賃金センター会員 17,600円(16,000円+消費税1,600円) 一般 24,200円(22,000円+消費税2,200円)

参加費： 人事賃金センター会員 17,600円（16,000円＋消費税1,600円）
（お1人あたり） 一般 24,200円（22,000円＋消費税2,200円）

配 信： Z o o mによるライブ配信（ウェビナー形式）

- 申込要領：
- ①以下QRコードの経団連事業サービス HP の当セミナー案内ページにアクセスし、同ページの申込フォームより必要事項をご記入のうえ、9月16日（水）までにお申込みください。もしくは下記申込書に必要事項をご記入のうえ、メールまたはFAXにてお申し込みいただいても結構です。開催の1週間前ぐらいを目途に、ご参加者様宛にメールで受講方法等のご案内をお送りさせていただきます。
 - ②申込書を頂戴した後、お申込ご担当者様宛に後日ご請求書をお送りします。参加費は、請求書記載のいずれかの銀行（みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな）に、原則としてセミナー開催前日までにお振り込みください。開催日以降のお振込となる場合は、以下の申込書下段にお振込予定日をご記入ください。振込手数料は貴方にてご負担願います。
 - ③参加お取り消しは9月16日（水）までにご連絡ください。17日（木）以降のお取り消し（欠席含む）は、キャンセル料として参加費全額を申し受けます。その場合、後日（ご入金を確認させていただいた後に）、資料をお送りいたします。

照 会 先：一般社団法人経団連事業サービス 人事賃金センター（担当：平田、岩本）
TEL：03-6741-0047 メール：jinjichingin@keidanren-jigyoservice.or.jp

お申込み先：経団連事業サービスHP・当セミナー案内ページはこちら→

（もしくは以下申込書にご記入の上、本紙をメールまたはFAXでご送付ください）

送付先（メール：jinjichingin@keidanren-jigyoservice.or.jp、FAX：03-6741-0042）



グローバル労働法カレッジ・ベトナム編(9/18) 参加申込書

お会社名	人事賃金C会員 ・ 一般
（ふりがな）	
お申込担当者名	所属・役職
（〒 - ）	TEL :
所在地	E-mail:
（今後、各種セミナーや新刊図書の案内等をメールでお送りしてもよろしいでしょうか。 はい / いいえ ）	
<参加費お振込が講座日以降となる場合は、お振込予定日をご記入願います>	
・ 月 日振込予定（ みずほ ・ 三菱UFJ ・ 三井住友 ・ りそな ）銀行	

ご参加者名①	ご参加者所属 ・ 役職
メール： （必須）	今後、セミナーの案内等を E-Mail にてお送りしてもよろしいですか。（ はい / いいえ ）

ご参加者名②	ご参加者所属 ・ 役職
メール： （必須）	今後、セミナーの案内等を E-Mail にてお送りしてもよろしいですか。（ はい / いいえ ）

※3名様以上でご参加の場合は、本紙をコピーしてご利用下さい。
※本紙にてお預かりした個人情報については、当法人の個人情報保護規程にもとづき、安全かつ適正に管理いたします。